

意見書

平成22年1月22日

規制改革会議 法務・資格TF御中

〒

東京都

電話 03-

FAX 03-

弁護士

上陸口頭審理及び違反口頭審理手続への行政書士の参画についての当職の意見を下記のとおり申し述べます。

記

上陸口頭審理（出入国管理及び難民認定法10条）及び違反口頭審理手続（出入国管理及び難民認定法48条）への行政書士の参画については、以下の理由から、行政書士は、少なくとも、「知人」（出入国管理及び難民認定法10条4項、48条5項）としての立ち会いは認められるべきであると考えます（平成21年1月7日付法務省入国管理局審判課長事務連絡「上陸審判・違反審判手続への行政書士の参画について」、平成21年3月13日付法務省入国管理局審判課長事務連絡「規制改革推進のための第3次答申（口頭審理手続への行政書

士の参画関係)について」参照)。

また、上陸手続の最初の段階(地方入国管理局に対する在留資格認定証明書交付申請)あるいは退去強制手続の最初の段階(出頭申告に伴う在留特別許可願出等)から関与した行政書士には、一定の能力担保措置等がとられることを前提に、「代理人」(出入国管理及び難民認定法10条3項、48条5項)としての活動を認めることも検討されてよいと考えます。

1 現状において、出入国管理業務に係る知識、経験は、一般に、弁護士より行政書士が豊富に有していること

行政書士については、平成元年に出入国管理及び難民認定法施行規則に基づく入国・在留関係に係る申請取次業務が認められ、それ以降、多くの行政書士が当該業務に従事してきました。行政書士会主催の研修会、行政書士の任意団体による私的な勉強会、メーリングリスト等において、出入国管理業務に係る知識、経験等が多くの行政書士の間で共有されています。当職も、これらの研修会で講師を務める等しています。

それに対して、弁護士に申請取次業務が認められたのは、平成17年からであり、現状においては、出入国管理業務に従事する弁護士はそれほど多くなく、出入国管理業務に係る知識、経験を、一般の弁護士が十分に有しているとは言い難い現状です。

2 違反口頭審理手続においては、退去強制事由該当性自体は争われないことが多いこと

実務上、違反口頭審理手続においては、出入国管理及び難民認定法24条に規定される退去強制事由該当性自体は争わず(即ち、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査の各結果自体は争わず)、法務大臣による在留特別許可を求めるべく、「特別に在留を許可すべき事情」(出入国管理及び難民認定法50条1項4号)の存在を主張することが多いです。このような入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査の各結果自体は争われないことが多いという違反口頭審理手続の実態に鑑みれば、違反口頭審理は、弁護士法72条本文で弁護士以外の者による代理が禁じられる行政庁に対する不服申立としての性質は必ずしも強くはないといえます。

- 3 上陸手続の最初の段階あるいは退去強制手続の最初の段階から関与している行政書士に代理人としての立ち会いを認めた方が、行政に関する手続の円滑な実施に資すると考えられる側面もあること

行政書士に上陸口頭審理、違反口頭審理手続における「代理人」としての活動を認める場合には、行政に関する手続の円滑な実施（行政書士法1条）という趣旨から、当該行政書士が、上陸手続の最初の段階（地方入国管理局に対する在留資格認定証明書交付申請）あるいは退去強制手続の最初の段階（出頭申告に伴う在留特別許可願出等）から関与していることを要件とすべきであると考えます。当該事案に係る事情を詳細に把握している者が代理人となるからこそ、上陸口頭審理、違反口頭審理手続という行政に関する手続の円滑な実施が図られるからです。

また、これに加え、上陸口頭審理及び違反口頭審理手続の対象となっている外国人の重大な利害に関わることに鑑み、一定の能力担保措置等がとられることを前提とすべきであると考えます。この一定の能力担保措置としては、例えば、地方入国管理局長に対して出入国管理及び難民認定法施行規則に基づく申請取次の届出をしている行政書士が、所定の研修会（上陸許可手続や退去強制手続をも重点的に取り扱うものとし、講師は入管実務に精通する弁護士とするのが望ましいです）を受講することが考えられます。

以上